

大学生等による不登校児童生徒支援事業実施要綱

生徒指導支援室

1 事業の趣旨

多様な不安や悩みを抱える児童生徒への個別の状況に応じた支援を強化するため、将来、スクールカウンセラーや教員を志す大学生（大学院生を含む。以下同じ。）をボランティアとして公立小学校及び中学校に配置し、学校の教育相談体制の強化・充実の一助とすることにより、不登校の未然防止・早期対応へとつなげる。

2 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) 大学生ボランティアを公立学校等に配置する。

資格・活動内容等については、「大学生等による不登校児童生徒支援事業に係るボランティア活動要領」により別途定める。

(2) 県教育委員会にスーパーバイザーとして臨床心理士を配置し、大学生ボランティア及び学校を支援する。

(3) 県教育委員会にマッチングコーディネーターを配置して、各学校の要望と大学生ボランティアの希望を調整するとともに、各種研修会等の企画・運営等及び大学生ボランティアのサポートを行う。

(4) 大学生ボランティアの資質向上を図るため、配置研修会や継続研修会を開催する。

(5) シンポジウムを開催し、県民に取組の成果報告を行うとともに、課題等についても情報交換を行う機会とする。併せて、大学生ボランティア相互の交流を図る。

3 事故等への対応

大学生ボランティア本人の活動中の事故等については、県教育委員会が加入するボランティア保険で対応する。

4 活動実績の報告

大学生ボランティアは、活動の状況について別記様式にて報告する。また、県教育委員会は、必要があると判断した場合には、別に報告を求めるものとする。

5 服務

スーパーバイザー及びマッチングコーディネーターの服務については、県教育委員会に係る関係法令等を適用する。また、県教育委員会が服務を監督し、任用期間中に分限及び懲戒の対象となる事例が発生した場合は、地方公務員法の規定に準じ、分限及び懲戒を行う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改正